平成２４年（フ）第１９９３号
神奈川県茅ヶ崎市堤10番地２　コーポ羽根沢201号
破産者　荒木　陽介
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６９号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地６―201
破産者　高津　朋浩
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０２号
横浜市神奈川区神大寺３丁目６番１号　フジヒルズＡ―102号
破産者　藤井　　勲
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８５号
横浜市西区浜松町８番11―405号
破産者　小原　　誠
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６号
新潟市東区物見山２丁目25番２号
破産者　神田　　武
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
新潟県村上市上町１番26号
破産者　藤井　義三
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１３３号
新潟県胎内市住吉町11番23号
破産者　中原　貴寛
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４４号
静岡県浜松市中区葵西４丁目13番３号　コーポリバーサイドＮ３
破産者　望月　隼人
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
静岡県浜松市東区西ケ崎町986番地の１　ハイツメイフラワーＩ102号
破産者　馬渕　清孝
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
広島県東広島市志和町志和堀3250番地３、開始決定時の住所広島県東広島市西条御条町４番５―706号　フローレンス西条御条町
破産者　半川多鶴子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８号
広島市南区翠３―11―17昭電社ビル305号室、住民票上の住所広島県呉市阿賀北９丁目８番９―702号
破産者　谷川　　昇
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１７７５号
大阪府豊中市春日町４丁目３番20号　春日ハイツＡ―204
破産者　井上　政彦
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８１号
大阪府東大阪市足代１丁目16番２号
破産者　尾上　典子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９号
和歌山県新宮市野田８番15号
破産者　田中　典子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第２号
島根県鹿足郡吉賀町蔵木1046番１地
破産者　吉川真由美
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第４号
島根県益田市土田町559番地１
破産者　佐々木　博
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第２５号
岡山市北区富町１丁目５番１号　富ビューコート201
破産者　三野　四郎
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
岡山県倉敷市児島田の口３丁目７番35号
破産者　丸山　洋美
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
岡山市北区奥田１丁目１番６―1003号第３国際コーポ
破産者　池田　啓子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
岡山市中区藤崎509番地７　103、旧住所岡山市中区神下470番地３
破産者　櫻木　　亮
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
岡山市北区富原1159番地３
破産者　宮城　誠子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５号
岡山市南区大福535番地１
破産者　岩田靜子こと　鄭　　靜子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
岡山市東区久保675番地
破産者　石井　傳二
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部